特別調査一般調査着眼調査簡易な接触の区分表	国税庁ホームページ「所得税及び消費税調査等の状況」による解説	国税庁ホームページ「税務調査手続に関するFAQ（一般納税者向け）」問2による解説	財務省による解説	性質	加算税	コメント
特別調査	特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（１件当たり 10日以上を目安）を確保して実施しているものです	-	-	実地調査（税務調査）	無申告加算税賦課、過少申告加算税賦課、重加算税賦課の可能性がある	・「所得税及び消費税調査等の状況」による解説では「簡易な接触は行政指導である」という明言がありません。 ・「税務調査手続に関するFAQ（一般納税者向け）」問2による解説では「行政指導を行うことがありそれは簡易な接触というものである」との明言がありません。 ・国税庁は納税者を混乱させています。 ・財務省は行政指導と簡易な接触を結びつけるような解説です。 ・弁護士連合会から調査と行政指導を明確に区分すべきという要請がされている
一般調査	高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもの	-	-			
着眼調査	資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です	-	-			
簡易な接触	簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話によ る連絡又は来署依頼による面接を行い、 申告内容を是正するもの	・税務調査のほかに、行政指導の一環として、例えば、提出された申告書に計算誤り、転記誤り、記載漏れ及び法令の適用誤り等の誤りがあるのではないかと思われる場合に、納税者の方に対して自発的な見直しを要請した上で、必要に応じて修正申告書の自発的な提出を要請する場合があります。このような行政指導に基づき、納税者の方が自主的に修正申告書を提出された場合には、延滞税は納付していただく場合がありますが、過少申告加算税は賦課されません（当初申告が期限後申告の場合は、無申告加算税が原則5%賦課されます。）。 ・なお、税務署の担当者は、納税者の方に調査又は行政指導を行う際には、具体的な手続に入る前に、いずれに当たるのかを納税者の方に明示することとしています。	文書・電話による行政指導や来署依頼による面接等により、納税者に対して申告額等の適否の確認や非違事項の是正を行った簡易な接触	行政指導	無申告加算税賦課の可能性しか存在しないはず	